

収益認識の税務ガイド

限が到来すること。

(ハ) 法人が継続して収益計上を行うこととしている基準に達したこと。

⑥ 返金不要の支払

返金不要の支払（工業所有権等の実施権やノウハウの設定契約の設定の対価として支払を受ける一時金、技術役務の提供に係る契約に関連してその着手費用に充当する目的で相手方から收受する仕度金、着手金等、スポーツクラブの会員契約に際して支払を受ける入会金）を受け取る場合の収益計上は、原則としてその取引の開始の日の属する事業年度の益金の額に算入するが、契約の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価の前受けとみることができるときに、継続して当該特定期間の経過に応じてその収益の額を益金の額に算入する処理が認められる（法基通2-1-39の2）。

(4) 旧通達による経過取扱い

相手方に支払われる対価、知的財産のライセンス供与による売上高等に基づく使用料収益、商品引換券等の発行に係る収益の計上時期については、経過取扱いを認めている（法基通・経過取扱い(3)、(4)、(6)）。

III 経過措置に留意する 返品調整引当金・長期割賦 販売廃止のポイント

返品調整引当金

返品調整引当金制度は経過措置適用期間を設けたうえで廃止される（旧法53）。新法人税法施行日において対象事業を営む法人等については、2021年3月31日までに開始する各事業年度について、2021年4月1日から2030年3月31日までの間に開始する各事業年度で、旧法の規定による繰入限度額を1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の繰入れを認める等の経過措置が講じられた（改正法附則25、32）。経過措置事業年度（2018年4月1日以後終了事業年度で、2030年3月31日前開始事業年度）に会計上で返金資産および返金負債勘定を設けている場合は、その差額（返金負債から返金資産を控除）の金額は損金経理により返品調整引当金に繰り入れた

長期割賦販売

長期割賦販売等に係る収益および費用の帰属事業年度の特例について

金額とみなされる（改正令附則9、18、法基通9-6-4）（図表9）。

(図表9) 返品調整引当金制度および長期割賦販売等についての延払基準の選択制度の経過措置

